# 転居 に関連する主な手続き

支所 マークのあるものは、各支所でも受付しています

|          | <b>下記にあてはまる方は世帯にいますか?</b><br>ってはまる手続きを御自身で確認してください                  | 手続き  | 必要なもの   | 該当 | 担当課<br>【受付窓口】  |
|----------|---|--|---|----|--|
| マイナンバー   | マイナンバーカード,住民基本台帳カード のいずれかをお持ちの方                                     | カードの住所変更<br>※本人以外のカードについては, 当日手<br>続きができないこともあります。窓口で<br>御確認ください。    | (お持ちのカード) ・マイナンバーカード・住民基本台帳カード ※暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。暗証 番号を忘れた場合は、暗証番号の再設定をしますが、カード以外の本人確認書類が1点必要です。「署名用電子証明書」の再発行には、暗証番号(英数字6~16桁)の入力が必要です。  |    | 支所<br>市民課<br>転配と同時「総合庁舎1階」<br>後日手続き「総合庁舎2階」                  |
|          | 申請した <b>マイナンバーカード</b> を<br>受け取っていない方                                | 受付窓口で御確認ください   | 70  |    | 市民課 【総合庁舎2階】   |
| 印鑑<br>登録 | 印鑑登録 をしている方   | 住所は自動的に変更になります。手   | ≒続きは不要です。   |    |  |
| 保険年金     | 国民健康保険 に加入している方   | 新住所の国民健康保険資格確認<br>書または資格情報のお知らせの<br>交付 ※市民課では転居届と同時のみ受付              | お持ちの方は旧住所の資格確認書または<br>国民健康保険被保険者証   |    | 市民課<br>【総合庁舎1階】<br>芝所<br>※保険料, その他内容につ<br>いては国民健康保険課         |
|          | →限度額適用・標準負担額減額認定証<br>または 限度額適用認定証 をお持ちの方                            | 新住所の認定証交付  | 旧住所の認定証   |    | 国民健康保険課(支所) 「総合庁舎1階」   |
|          | 75 歳以上の方<br>または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方                            | 新住所の後期高齢者医療資格確認書 または 資格情報のお知らせの交付(後日郵送)                              | 新住所の資格確認書が届いたら, 旧<br>住所のものを返却してください   |    | 支所国民健康保険課  |
|          | →各種認定証等をお持ちの方 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証                | ※資格確認書に自己負担限度額<br>等の適用区分,特定疾病区分等<br>が併記されます                          |   |    | 後期高齢者医療係<br>【総合庁舎2階】   |
|          | 年金 を受給中の方   | 住所変更<br>※マイナンバーが収録されている方は<br>原則不要                                    | 各関係機関へ御確認ください ・国民年金・厚生年金の方は年金事務所へ ・共済年金の方は共済組合へ ・農業者年金の方は農協へ  |    | 旭川年金事務所<br>お客様相談室<br>25-5606                                 |
| 高齢       | 介護保険被保険者証等 をお持ちの方<br>(65歳以上または要介護認定を受けている方)                         | 介護保険被保険者証等の住所変更<br>※市民課では転居届と同時かつ, 介護保<br>険被保険者証のみ受付                 | 介護保険被保険者証<br>(お持ちの方のみ)<br>介護保険負担割合証<br>介護保険負担限度額認定証   |    | 介護保険課<br>「総合庁舎2階」<br>(市民課)                                   |
| 福祉       | 障がいの手帳 をお持ちの方   | 各種手帳の住所変更  | 身体障害者手帳療育手帳   |    | 障害福祉課 支所 【総合庁舎1階】  |
|          | 自立支援医療受給者証 (更生医療, 精神通院医療)<br>障害福祉サービス受給者証 をお持ちの方                    | 受給者証の住所変更  | 精神障害者保健福祉手帳<br>自立支援医療受給者証<br>障害福祉サービス受給者証   |    | 障害福祉課<br>【総合庁舎1階】  |
|          | 特別児童扶養手当 を受給している方   | 住所変更   |   |    | 障害福祉課 支所<br>【総合庁舎1階】   |
|          | 重度心身障害者医療費受給者証 をお持ちの方<br>※世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる<br>場合があります       | 受給者証の住所変更  | 重度心身障害者医療費受給者証  |    | 支所<br>国民健康保険課<br>後期間諸国際系統合庁舎2階】                              |
|          | 特定疾患医療受給者証<br>特定医療費(指定難病)受給者証<br>をお持ちの方                             | 受給者証の住所変更  | <ul><li>特定疾患医療受給者証 または<br/>特定医療費 (指定難病) 受給者証</li><li>住民票等</li></ul>   |    | 保健予防課【総合庁舎4階】  |
| こども      | 小学生・中学生のお子さんがいて,<br>通学区域が変わる方                                       | 転校手続き(学校指定通知書の交付)<br>※市民課では転居届と同時のみ受付<br>※新入学時は学務課のみ,<br>附属小・中は直接学校へ | 前の学校で発行された在学証明書<br>※上記の書類と学校指定通知書を<br>学校へ提出   |    | 支所<br>学務課<br>「総合庁舎4階」<br>(市民課)                               |
|          | 児童手当 を受給している方   | 手続きは必要ありません  | 公務員世帯の方は、勤務先へ   |    | 支所   支所   子育て助成課   |
|          | 児童手当 を受給していて,児童と異なる住所に住む方   | 別居監護の申立  | 御確認ください   |    | 【総合庁舎3階】   |
|          | 子ども医療費受給者証をお持ちの方 ※世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります。                  | お子さん,生計維持者の住所変更等   | QRコードから電子申請を<br>行ってください   |    | ※窓口で書面による申請<br>を御希望の場合<br>子育て助成課 <mark>支所</mark><br>【総合庁舎3階】 |
|          | 保育所等 に入所しているお子さんがいる方  | 住所変更 ※保育所等で手続き   | 保育所等に用紙があります  |    | こども育成課   |
|          | 放課後児童クラブ に入所しているお子さんがいる方  | 住所変更,入会要件の確認 ※放課後児童  | を受ける。   をおける   をおりまする   をおける   をおりまする   をおける   をおりまする   をおりまする   をおりまする   をおりまする   をおりまする   をおりまする   をおりまする   をおりまする   をまりまする   をまりまする |    | 【総合庁舎3階】   |
|          | ひとり親家庭等 に該当している方<br>・児童扶養手当 を受給している方<br>・ひとり親家庭等医療費受給者証 をお持ちの方      | 児童扶養手当の住所変更<br>受給者証の住所変更   | 児童扶養手当証書<br>ひとり親家庭等医療費受給者証  |    | 支所<br>子育て助成課<br>【総合庁舎3階】                                     |
| 医        | ※世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります<br>療費助成(養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病)を受けている方 | 各受給者証の住所変更   | 被保険者証(受給者全員分) 受給者証  |    | 子育で助成課 【総合庁舎3階】  |

| 水   | 道  | 上下水道を使用する方,または使用をやめる方       | 使用開始申込み及び中止届             | お電話またはインターネットで<br>手続きできます                    | 水道局お客様センター<br>24-3163                        |
|-----|----|-----------------------------|--------------------------|--|--|
| ₹0. | )他 | 市営住宅を退去する方<br>または市営住宅に同居する方 | 市営住宅の退去手続き<br>市営住宅の同居手続き | 入居者が増減する場合,届出が必要<br>です<br>担当課に御確認ください        | 市営住宅課【総合庁舎5階】                                |
|     |    | ごみの出し方の御案内                  | 家庭ごみ分別収集カレンダー<br>の受取     | お住まいの地域により,<br>収集日が異なります                     | クリーンセンター 支所<br>36-2213<br>廃棄物政策課<br>【総合庁舎5階】 |
|     |    | 粗大ごみの処分が必要な方                | 戸別収集の申込み                 | 日にちに余裕を持って,<br>お申し込みください<br>インターネットでも申込みできます | クリーンセンター<br>粗大ごみ受付専用<br>36-5300              |
|     |    | 犬を飼っている方                    | 犬の住所変更                   | お電話で手続きできます                                  | 動物愛護センター<br>25-5271                          |

## 各支所の御案内 ●

**神居支所**(神居2条9丁目 61-2311) **江丹別支所**(江丹別町中央 73-2001) **永山支所**(永山3条19丁目 48-1111) **神楽支所**(神楽3条6丁目 61-6191) 東旭川支所(東旭川北1条6丁目 36-1111) 西神楽支所(西神楽南2条3丁目 75-3111) 東鷹栖支所(東鷹栖4条3丁目 57-2111)

# 旭川市役所

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地





開庁時間  $_{\mathrm{T}\,\hat{\mathrm{n}}}$   $\mathbf{8}$   $_{\mathrm{H}}\mathbf{45}_{\mathrm{f}}$   $_{\mathrm{T}\,\hat{\mathrm{e}}}\mathbf{5}_{\mathrm{H}}\mathbf{15}_{\mathrm{f}}$ 

支所でも受付できる手続きがあります。内側の表で御確認ください。

お繋ぎいたします ※市民課窓口の開設時間を延長

担当課名と手続きの内容を

お伝えください。担当課に

しています(毎週木曜日午後7

取扱業務は御確認ください。

旭川市ホームページ https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp

# 手続きチェックシート

# 旭川市内で引越しされた方へ

#### 《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は**新住所**がわかるもの(契約書等)
- お持ちの方は「マイナンバーカード」
- · お持ちの方は「住民基本台帳カード (顔写真付きのみ)」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

# 忘れずにお持ちください

### 本人確認書類

### ※有効期限内の原本

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。 本人確認書類の提示をお願いいたします。





運転免許証

#### そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・住民基本台帳カード(顔写真付き)
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証,許可証など

<官公署が発行した、顔写真付きの証明書>

## 確認に 2点が 必要なもの

- 資格確認書,被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- · 年金手帳, 年金証書
- ・医療費受給者証 ・社員証,学生証など

### 代理人の方が手続きするときは

- 1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や 委任状等により確認させていただきます。
- 3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の マイナンバー(個人番号)を御提示いただきます。



関連する主な手続きは内側にあります 必要な書類がそろわない手続きは, 後日あらためて御来庁いただく場合があります。